

○益子慎哉議長 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き，通告順に発言を許します。6番深谷渉議員の発言を許します。深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） おはようございます。6番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に，芸術祭による地域活性化についてでございます。昨日の藤田議員と多少重複するかもしれませんが，ご了承願いたいと思います。今年の県北芸術祭について，本市としての評価をまず伺いたいと思います。

茨城県北芸術祭は，9月17日から65日間にわたって繰り広げられ，総来場者数目標30万人を大きく上回り，延べ77万6,000人に達しました。県北地域の住民にとって明るい話題となっております。

本市では，鯨ヶ丘地域を中心として，アーティストが住民と触れ合いながら，歴史や伝統文化，人々の営みに独自の視点を当てた作品の展開がされました。商店街の建物を鮮やかに彩る「サインズ オブ メモリー2016：鯨ヶ丘のピンクの窓」は，言葉を可視化したいと，住民とともに作り上げた作品です。窓に張られたパネルには，家族やお店の思いで地域への愛着などをつづった文章と，その思いをあらわした絵が添えられました。梅津会館では，想像上の自治体「常陸佐竹市」の市役所を展示，佐竹氏の精神性を掘り起こし，地域にあった魅力を発信し，浮き彫りにしました。一方，旧自然休養村管理センターには，先端技術と県北の自然や伝統技術を融合させたバイオアートが重点的に展示され，微生物や人工細胞を通して，命とは何かを問うプロジェクトや本市で採取した藻が突然動き出す作品など，興味深い作品が展示されました。このほか，水府地区の松平休耕地付近にある「ART ZOO」：サファリパークプロジェクト in 常陸太田や，竜神大吊橋の「山海魚LOVE」などは，周囲に広がる雄大な景色とともに楽しめる作品がありました。そこで，この2カ月間における県北芸術祭，本市としてどのように評価されているのかをお伺いいたします。

次に，県北芸術祭の県実行委員会との連携や芸術祭のかかわり方についてのご所見を伺います。

今回の県北芸術祭の最大の課題は，本市を含め，開催6市町との話し合いが不十分で，連携が十分にとれなかったことではないでしょうか。全てが初めてということで，なかなか作品が決まらない，開催自治体がどこまで協力するのか，情報が十分に入っていない等々，本来ならば市や町の独自の企画や運営プログラムを充実させ，誘客対策なども練る時間が十分にとれれば，本当の意味での6市町と県が一体となった芸術祭になったのではないかと悔やまれます。そこで，今回県の実行委員会との連携やかかわり方について，どのようなご所見をお持ちなのかを伺います。

続きまして，トリエンナーレ形式として芸術祭開催を県へ要望することについて伺います。

芸術祭が終了する二日前の11月18日，公明党として県議会議員と県北6市町の代表議員で橋本知事に茨城県北芸術祭の継続開催にかかわる要望書を提出いたしました。地域芸術祭についてはさまざまな意見があります。現代アートの芸術祭が乱立するために，アートそのものの質が下がっているのではないかと指摘や，絵画や彫刻などの既存の芸術家や団体の一部からは，一

過性のイベントに公的な予算を出すことに疑問を投げかけられてもおります。しかしながら、私たちは県北地域で芸術祭を行う意義を、開催してみて、大きな可能性を実感できたのではないのでしょうか。

その上で、県北地域のさらなる活性化と芸術文化の振興を図るために、茨城県北芸術祭を3年に一度開催するトリエンナーレ形式で継続することを知事に提案をいたしました。次回開催は、3年後ですと2019年ということになりますが、この年は茨城国体の開催時期と重なりますので、1年おくらせて2020年とし、当局オリンピック文化プログラムの一環として、第2回県北芸術祭を開催すべきであると考えます。そこで常陸太田市として、また6市町合同で県へ要望することについてのご所見を伺います。

次に、地域活性化についてでございます。

茨城県北芸術祭は、私たちに芸術の幅広さと力強さ、そして限りない可能性を教えてくれました。この機会に、本市において芸術活動を日ごろより推進する体制を設け、市内アーティストの育成の充実、若手アーティストの活動拠点の整備、住居の提供などを積極的に行っていくてはいかがでしょうか。本市は今回の芸術祭と市民のコラボが非常にうまくいった地域であるとの評価もあります。芸術の担当部署や専任の担当者を配置して、この流れを継続させるべきではないのでしょうか。ご所見を伺います。

次に、今回の芸術祭で新たな県北地域の特殊性を感じました。海と山の多様な自然、そして岡倉天心がなぜ県北の地を選んだのか、クリストの「アンブレラ・プロジェクト」が実現した本市の自然と歴史、これらの特徴を県北全体で生かせば、新たなアートの祭典が生まれるのではないかとというワクワク感が出てきます。また、地域創生、地域活性化という視点から考えられることは、県北地域を元気にするためには、私たち県北の住民が変わることだなということを感じました。みんなが創造的に生きること、新たな形を見出すこと、芸術祭をきっかけに、昨日とは違うことをやってみようという発想を持つことではないのでしょうか。本市で行われている数々のイベントにも新たな価値を見出そうという発想で、現代アートとのコラボレーションなどで相乗効果を上げ、新たな経済効果をもたらし、本市を活性化させることができるのではないのでしょうか。ご所見を伺います。

2つ目に、学校教育施設について伺います。

水府地区の小中一貫校についてでございます。

私の所属します文教民生委員会において、8月19日に水府地区小中学校の統合推進に係る基本的な考え方についての説明を受けました。それに基づいて教育委員会では、8月から地域への説明を何回も分けて行われてきたところではありますが、ここで改めて説明会における地域市民の反応について、教育委員会としてどのように分析されているのかをお伺いいたします。

続きまして、説明の中で水府地区の市民の方々は、改めて少子化の進展の速さに驚き、その現実を受けとめて、小中学校統合の推進におおむね賛同しているようでございます。しかし、小中一貫校を建設する場所を現在の中学校の敷地ではなく、水府支所周辺の県道沿いに望む声が多々聞かれます。それに対する説明と新たな建設場所の検証はどのように行われているのか伺います。

次に、今後は地域市民の意見集約に向けて最終段階に入ると思いますが、小中学校の統合期日の推進に対するご所見とともに、今後の計画をお聞かせください。

3つ目といたしまして、地域防災計画についてお伺いをいたします。

災害発生時の避難所運営についてでございます。

まず1つ目、そして避難所運営マニュアルの作成について伺います。9月の定例会に続き、多発する災害に対応されている被災自治体の教訓をもとに、本市の地域防災計画の確認とさらなる強化を求め、質問をさせていただきます。

地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速・適切化等を定めており、さらに多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することとなっております。熊本地震や今年の夏の台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員がかかわったことにより、災害対応に支障を来したケースが見られました。自治体職員は、国や県との連携や対口支援の受け入れなど、特に初動期において多忙を極めます。この間に職員がさまざまな事情から避難所運営に当たってしまうと、被災者救助を初め、災害復旧に重大な影響を及ぼしかねません。そこで、本市の避難所運営について具体的にお伺いをいたします。

内閣府が公表している避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるように、わかりやすい手引、マニュアルの整備が必要であるとなっております。近年の災害多発の状況に対し、そのような避難所運営マニュアルの作成が求められていますが、本市の当該マニュアルの作成と、その利活用状況についてお伺いをいたします。

2つ目に、災害発生時の避難所運営の流れについてお伺いいたします。内閣府公表の避難所運営ガイドラインでは、避難所生活は住民が主体となって行うべきものとなっておりますが、災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているのかを具体的にお伺いいたします。

3つ目に、避難所運営マニュアルに基づく避難所設営の訓練の実施状況について伺います。避難所運営の訓練は、地域住民も参加する訓練を実施することとなっておりますが、避難所運営マニュアルに基づく避難所設営の訓練実施状況と今後の計画についてお伺いをいたします。

4つ目に、避難所支援班はどのように組織され、災害時にどのような動きとなるのかをお伺いいたします。熊本地震では、最大1日1,400名を超えるほかの自治体職員の派遣を受け入れました。避難所運営等の基本方針によると、「被災者のニーズの把握やほかの地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする避難所支援班を組織し」とありますが、本市では避難所支援班はどのように組織され、災害時にどのような動きになっているのかをお伺いいたします。

5つ目に、マニュアルにある災害発生時の職員の動きについてお伺いをいたします。台風10号で被災した岩泉町では、被災所運営マニュアルが整備されていたにもかかわらず、役場職員が初動期の避難所運営に携わっていました。このことは円滑な災害対応に影響を及ぼしかねないことであり、本市においてもマニュアルにある災害発生時の職員の動きを再点検し、住民の安全確保を期すべきと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

4つ目の質問に移ります。建築行為等による狭隘道路の整備についてでございます。後退用地の取り扱いについてまず伺います。

1つ目には、「建築基準法」第42条の第2項道路についてお伺いいたします。

「建築基準法」で定められた道路は、原則として幅員4メートル以上であることが求められ、都市計画区域及び準都市計画区域内では、この道路に2メートル以上接する敷地でなければ建築が認められないことになっております。しかしながら、幅員が4メートル未満の道路であっても、基準に従って後退して建築物を建築すれば建築が認められることになっております。いわゆる法第42条第2項道路ですが、詳しくこのご説明をお願いいたします。

続きまして、法第42条第2項道路による後退用地の現在の市民への対応と今後の計画についてお伺いいたします。今述べました法第42条第2項道路により後退して建築した際に、後退用地が更地として残りますが、その後退用地に対する本市の対応について、都市計画の視点からのご所見をお伺いいたします。

この後退用地の対応に関しては、自治体によっていろいろな工夫がなされ、その対応はいろいろであります。後退用地を買い取る自治体や寄附を受け付ける自治体、寄附をしていただける市民へは、後退用地の測量及び分筆登記に要する経費を補助対象としている自治体、後退用地を土地所有者による自己管理の場合は、後退用地に係る後退状況報告の提出を求め、その上で後退用地に係る固定資産税を非課税にする自治体等々、市民へこれらを組み合わせて提示し、選択できるようにして対応を図っているようでございます。本市の今後の具体的対応を、例えばほかの自治体で制定している狭隘道路整備指導要綱などの計画を含めお伺いをいたします。

以上4点の質問をお伺いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。ご答弁よろしくお伺いいたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 県北芸術祭にかかりますご質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、本市としての評価についてでございます。ご案内のとおり、この県北芸術祭は、開催目的といたしまして、県北地域の振興を念頭に、地域文化の振興と創造性の育成、そして県北地域のブランディングと交流人口の拡大、そして地域の産業、経済の活性化の3つの目的を掲げて実行されたところであります。

来場人口につきましては、目標を大きく上回る方にご来場いただきました。さらに会期中にはテレビ、新聞等メディアにたびたび大きく取り上げられまして、当市を含みます県北地域について大きく情報発信ができましたことから、県北地域の知名度アップ、そして交流人口の拡大に何がしかの効果があつたものと考えております。本市におきましても、梅津会館を中心といたしまして鯨ヶ丘地域を初め、7つの会場で16組のアーティストが16作品を制作、展示をいたしまして、延べ12万6,000人の方々にお越しいただいたところであります。

また、この芸術祭の狙いとしてのアーティストが地域の方々との交流を通して作品を制作する、地域と対話する活動につきましても、鯨ヶ丘等に代表されますように、効果があつたものと思っ

ております。また、自然休養村管理センターにて行われました現代アートとの融合による作品展示におきましても、地域文化の振興と創造性の育成ということに寄与されたものと思っております。

開催目的の地域の産業、経済の活性化につきましては、鯨ヶ丘地域において飲食店等に多くの方々にご利用いただきまして、一時的な経済効果はあったものと思われませんが、今回の県北芸術祭の開催による最終的な地域の産業及び経済への波及効果につきましては、現在、県の実行委員会におきまして集計、分析を進めている状況であります。ご案内のとおり、当市内につきましても7会場行われましたが、中には開催の目的にかなわない会場もあったと認識をいたしております。それらを踏まえまして、今後どうするか判断の1つの基準としてまいりたいと思っております。

2点目の県北芸術祭の県実行委員会との連携にかかわるご質問についてお答えをいたします。

県北6市町は県実行委員会の一員として組織されてスタートいたしました。しかし、活動の初期段階におきましては、連携がよくとれていないという実態もありまして、開催地域の首長同士相談をいたしまして、県に申し入れをし、その連携強化を図ってきた背景がございます。それを踏まえまして、その後の準備期間あるいは開催中につきましては綿密に連絡を取り合いながら運営に当たったところでありまして、大きなトラブルもなく閉幕を迎えられたものと認識をしております。

ただ、今回のこういう芸術祭等を考えましたときに、実行委員会としてその芸術家が何をどう、いつまでにするかということはなかなか決まりにくい、そういう内容として背景がございます。したがって、受け皿としての各自治体の対応という点では、時間も乏しいところもありますし、内容充実という点におきましては、さらに研究をする必要があるなというふうには、実感として思っているところでございます。

最後に、トリエンナーレ形式として芸術祭開催を県へ要望することについてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、この県北芸術祭につきましては、県北地域の振興ということを念頭に開催されたものでありまして、現在、その効果等につきまして集計、分析を進めている状況でございます。それらの内容も踏まえまして、地域産業、経済への波及効果等について考慮した上で、今後につきまして、県及び県北他市町との連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 芸術による地域活性化に関するご質問のうち、地域活性化についての2点のご質問にお答えをいたします。

初めに、専門的な部門を配置し、継続的な芸術活動の推進を図ることについてでございますが、現在、文化芸術活動の推進に当たりましては、教育委員会文化課を中心に、市内文化団体等と連携をし、市民の芸術文化活動を推進しているところでございます。また、本市におきましては、平成25年度よりアートに取り組む若者を地域おこし協力隊として任命をいたしまして、芸術による地域おこし「アーティスト・イン・レジデンス」に取り組んでおります。

このようなことから、新たな専門的な部門を配置する予定はございませんが、今回の県北芸術祭のように広域的かつ大規模なイベント等の開催に当たりましては、庁内においても企画、観光、文化などの各部門を含めた組織横断的に取り組むプロジェクトチームの設置について検討する必要があると考えているところでございます。

続きまして、本市のイベントと現代アートの展開で新たな地域の特性を引き出す対策についてのご質問にお答えをいたします。

今回の県北芸術祭のように、現代アートによるイベントの開催により多くの誘客が可能であることが確認をされましたことから、地域経済の活性化や交流人口の拡大につなげるため、訪れた方々が本市内を回遊し、より長い時間滞在していただく方策が必要であると考えております。さらに、地域住民自身が訪れた方々と交流を通して地域のよさを再発見できるきっかけとなるよう、本市における既存イベントと現代アートによる融合について検討してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 水府地区の小中一貫校について、今までの説明会における市民の反応について、どのように分析しているかのご質問にお答えいたします。

水府地区の水府小学校、山田小学校の統合及び水府中学校との小中一貫教育につきましては、これまで児童生徒の保護者や学区内地域住民の皆様、関係団体等の皆様を対象に、13回にわたる懇談会や保護者会、保護者を対象にアンケート調査等を行い、さまざまな意見や要望等を伺ってまいりました。保護者を対象にしたアンケート調査におきましては、児童生徒が減少している中、学習や生活環境において何らかの対応が必要であるとの意見が半数を超える結果でありました。今後、学校統合となる場合、通学環境の変化に伴う児童生徒の安全対策を講ずるなどの課題の解消が必要となってまいります。小学校の統合や小中一貫教育の推進につきましては、おおむね理解が得られたものと捉えております。

懇談会やアンケート調査の中で、特に統合校の設置個所や統合に至るまでのスケジュールについてはさまざまな意見があり、今後、児童生徒の保護者や学区内地域住民の皆様に対し市の方針を説明し、最終的な意見の調整を進めていく考えであります。

次に、水府支所周辺の県道沿いに小中一貫校を建設することについてのご質問であります。市教育委員会といたしましても、統合校の建設予定候補地としまして、県道沿いを中心に現地調査を行ってまいりました。その結果、学校施設整備計画に掲げる、複式学級が2学級できる前に解消措置を講ずるという方針を踏まえすと、水府小学校では平成30年度、山田小学校では平成32年度に複式学級が2学級生ずることが予想されますが、それ以前に広大な耕地面積を確保することは困難であると判断をしております。また、施設一体型小中一貫教育を進める上で、水府支所周辺の県道沿いに学校を建設していくことにつきましても、1カ所に校舎、体育館、部活動スペース等の校地面積を確保することは困難であります。

その中で、統合を進める際の留意事項となっております地域の地理的、歴史的な成り立ちによ

る生活文化に配慮した適正配置を進めること、また、児童生徒の通学距離や通学時間の拡大に配慮すること、これらの考えをもとに、現在の水府中学校敷地を活用した施設一体型小中一貫校の建設がふさわしいと判断しております。

続きまして、意見集約に向けた今後の計画についてでございますが、統合時期につきましては、平成30年4月を目途に新しい学校としてスタートできますよう、児童生徒の教育環境を整えていきたいと考えており、今月中に児童生徒の保護者や学区内地域住民の皆様を対象に、市の考え方について説明会を開催し、水府地区小学校の統合、あわせて小中一貫教育の推進に向け、できるだけ早い時期に最終的な合意形成を図ってまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 地域防災計画についての5点のご質問にお答えをいたします。

1点目の避難所運営マニュアルの作成についてでございますが、昨年7月に、自主防災会向けに「速やかな避難と円滑な避難所運営のために」と題しまして、避難マニュアルを作成いたし、市内の全ての自主防災会のリーダーを対象といたしました研修会において、地元自主防災会活動でご活用いただけるように説明してきたところでございます。また、同じく昨年の11月には、職員向けに災害時における職員初動マニュアルハンドブック版を作成いたしまして、この中に避難所の開設運営について記載をいたしまして、全職員が携帯できるように配布をいたしますとともに、説明会を開催したところであります。

2点目の災害発生時の避難所運営の流れについてでございますが、避難を要する災害が予想される場合において、避難勧告等が発令される段階では既に避難所の開設準備が完了し、避難者の受け入れが開始できる状態とする必要がございますので、避難準備情報を出す前に迅速に避難所の設営業務を開始することとしているところでございます。

開設に当たりましては、避難所施設の安全を確認し、避難所用の資機材や物資を搬入し、避難者の収容空間を指定いたしますとともに、高齢者や妊産婦等の要配慮者向けの福祉避難スペースの確保を検討いたします。

なお、被害の規模や避難を要する期間等によりまして避難が長期間にわたることが予想される場合には、自主防災会、避難施設管理者、避難所指定職員による避難所運営委員会を設置いたしまして、この委員会が中心となって避難所の運営に当たることとしているところで、この中に名簿担当や食料・物資担当、衛生担当等を置きまして、避難所は可能な範囲で役割を担うこととしているところでございます。

3点目の避難所設営の訓練の実施状況についてでございますが、昨年度は山吹運動公園市民体育館におきまして、災害時には救護班として避難所の開設運営を担当することとなります保健福祉部職員による訓練を実施し、市民体育館防災倉庫に配置されております避難所用資機材の点検、組み立て、運転操作訓練等を実施いたしましたところでございます。

今年度でございますが、佐竹小学校におきまして、地元の5つの自主防災会と佐竹小学校職員、市役所の三者による合同の訓練を11月に実施いたしましたところでございます。この訓練では市職

員による避難所用資機材、物資の搬入、設置訓練や、自主防災会等による避難経路、居住スペース、物資搬入・集積場所、福祉避難スペース等避難所レイアウトの検討を行ったところでございます。

今後の計画でございますが、自主防災会と避難施設管理者、市の三者による避難所開設運営訓練を各地区で企画をしておりますとともに、一般住民を交えました一連の避難行動の訓練を地区防災訓練の中に組み込んで実施していけるように検討をまいりたいと考えているところでございます。

4点目の避難所支援班の組織と動きについてでございますが、当市の現在の災害対策本部の組織におきましては、避難所関係業務を担当いたすものとして、救護班が避難所の開設、運営、生活必需品の給付を、また、総務班が応援要請及び派遣職員の受け入れを、さらに、市民協働班が災害・防災ボランティアの受け入れ等を個々に実施する体制となっております。

内閣府の指針を踏まえまして、総合的な避難所運営支援班を組織し、迅速・的確な避難所運営の支援ができる体制を検討をまいりたいと考えているところでございます。

5点目の災害発生時の職員の動きについてでございますが、災害による被害を最小限に食い止めるためには職員の初動対応が最も重要となってくるため、災害時における職員初動マニュアルに、災害の発生が予測される段階から災害の規模やその進展状況に応じた災害対応の組織、配備職員規模、担任すべき業務を定めているところでございます。これらにつきましては、日ごろの訓練の検証結果や他自治体の対応例等を参考にしながら、随時再点検を実施をまいりたいと考えているところでございます。

○益子慎哉議長 建設部長。

〔生田目好美建設部長 登壇〕

○生田目好美建設部長 後退用地の取り扱いについて、まず初めに、「建築基準法」第42条第2項の道路についてのご質問にお答えいたします。

「建築基準法」第42条第2項の道路の解釈でございますが、都市計画区域及び準都市計画区域内に建築物を建築し、または工作物を築造しようとする建築行為をする場合において、建築基準上の道路とは、幅員4メートル以上の市道などであり、建築物の敷地にはこの4メートル以上の道路に2メートル以上接しなければ建築物を建てられないこととなっております。しかしながら、この法律の規定が適用される以前から建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の道路については、「建築基準法」第42条第2項の規定が適用され、特定行政庁である県北県民センター建築指導課が指定した道路を「建築基準法第42条第2項の道路」と呼び、その中心線からの水平距離2メートルの線を道路の境界線とみなしております。

現実の市街地には、このように建築物を建てる際、幅員が4メートル未満の道路が数多く存在しておりますので、建築行為についての救済措置として「建築基準法」上での道路とみなす規定であります。これにより、道路中心線から通常はおのおの2メートルの後退（セットバック）を行うことで4メートルの道路幅員があるものとして扱うことになり、建築が可能となりますが、後退用地に建築物や門、塀、擁壁などを建築することは制限されることとなります。



次に、「建築基準法」第42条第2項道路による後退用地の現在の市民への対応と今後の計画についてのご質問にお答えいたします。

この2項道路による後退用地につきましては、建築主が建築行為を行うために発生した土地で、土地所有者の私有地でございますので、原則は土地所有者が管理するべきものと考えております。しかしながら、建築行為を行う際にセットバックが必要となるような場所は必然的に道路が狭隘であることも事実でございます。

当市におきましては、ご質問の中で事例にございました自治体のような後退用地の買い取りや分筆登記の経費補助は行っておりませんが、土地所有者や地元町会からの要望に対しまして、まちづくりの観点から地域の生活環境の向上を目的に、地域ごとの個別の案件として、隣接者や道路の利用状況等のさまざまな条件を踏まえながら一連の用地協力が得られるなどにより効果の見込める箇所につきましては、道路の拡幅や待避所の設置などの生活道路対策として整備をする場合がございます。このようなことから、今後につきましても引き続き、さまざまなケースに対する個別的な対応をとってまいりたいと考えております。

なお、後退用地の対応を目的とした狭隘道路整備指導要綱などの計画や制度の策定につきましては、建築行為を行うために発生したという経緯やケースごとのさまざまな課題がありますので、統一的な制度は難しいものであると考えておりますけれども、後退用地につきましては、土地所有者を含め隣接地権者の協力により一体的な土地活用ができる場合などはまちづくりに有効と考えられますので、他都市の事例等も参考にしながら、対応方法の検討を進めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 深谷議員。

[6番 深谷渉議員 質問者席へ]

○6番（深谷渉議員） ただいまご答弁大変ありがとうございました。それでは2回目の質問に入りたいと思います。

まず初めに、県北芸術祭についてでございます。トリエンナーレ形式として芸術祭開催を県へ要望することについてでございますけれども、橋本知事へ要望を提出した際の懇談で橋本知事は、県北芸術祭は県内外から高い評価を得ている、売り上げがよくなったという飲食店やお土産店の話も聞く、70万人を超える来場があったと見れば評価できる芸術祭であったと思う、閉幕後、経済効果などもしっかり分析し、開催市町ともじっくり話し合っ、今後の開催については決定していきたいと語られておりました。ぜひとも継続開催に向けての市長のご努力をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、地域活性化についてでございますけれども、答弁の中に専門的な部門ということで教育委員会文化課で芸術活動の推進に当たっているということですが、今回の県北芸術祭を体験してのご感想と、今後の芸術活動の推進に当たって新しい展開の参考になった点があれば、教育長のほうからご所見をお願いしたいと思います。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 このたびの県北芸術祭を通して、市民の皆さんの芸術に対するこれまで以上

の関心が高まってきていることと思います。芸術文化の振興につきましては、これまで文化団体連合会などと連携をして、作品の発表機会の確保に取り組んできているところであります。

今後の活動の推進といたしまして、今回の県北芸術祭の成果をもとに、若手芸術家の発掘などに努めるなどして、芸術祭の会場の1つでありました梅津会館を活用しまして、今まで発表機会に恵まれなかった作家の作品公開を進めるなど、芸術作品の公開機会の確保についてさらに充実をさせてまいりたい、その上で、市民の皆さんの芸術に親しむ機会の推進を図ってまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

続きまして、本市のイベントの現代アートの展開で新たな地域の特性を引き出す対策でございますが、地域活性化ということで、トリエンナーレ形式等による継続開催された芸術祭において地域活性化の効果を上げている芸術祭がありました。これは、昨日藤田議員の質問の中で答弁があったように、瀬戸内芸術祭やあいちトリエンナーレがそれでございます。

あいちトリエンナーレでは、継続開催しましたところ、今まであいていた空きビルが、その魅力でだんだん解消してきた、入ってきたというような効果と、また、瀬戸内芸術祭では、男木島の廃校になった学校が、住民が魅力を感じて転居してきたために再開したという、そういった地域活性化につながっております。ですから、継続開催ということがいかに大事なのかということを感じさせられました。今後とも開催に向けてのご努力をお願いしたいと再度要望をいたします。

続きまして、水府中学校の小中一貫校についてでございます。建設予定地でございますけれども、整備計画の中では、児童生徒にとってよりよい教育環境を整えることが必要であります、その環境というのは、集団生活や友達とのかかわりを通して多様なコミュニケーション能力や社会性の育成を図れる環境をつくるためでございます。そこをはき違えると、方向性が違った建築場所になってしまうのかなという気がいたします。非常に喫緊の課題でありまして、教育長が今おっしゃったような形で進めていく以外にないのかなと。その際、やはり地域の意見を考慮しながら、現状の地で建設するのであれば、その通学の対策等は十分に理解を得られる対策をとっていただきたいと要望いたします。

続きまして、地域防災計画についてでございます。最初に災害発生時の避難所運営についてでございますけれども、避難所運営のマニュアルの作成について若干お伺いいたします。

東日本大震災で大きな被害のあった陸前高田市の避難所運営マニュアルを開きますと、図やイラストを多く用いてわかりやすい表記の仕方になっております。そして何より、「運営の基礎知識」の大きな見出しで、運営の基本方針として、避難所は地域住民による自主運営が基本ですと大きく書かれていることであります。

一方、本市のマニュアルには、「初めに」の最初のところで、「市の職員や施設管理者の到着の後れから速やかな開設、運営が困難になることが想定されます。その場合には、自主防災会や地域の方々の自主的な避難や避難所の開設、運営が必要になります」とあります。この内容では、避難所は地域住民による自主運営が基本であるということが市民に十分理解してもらえないと思

いますが、その点のご所見をお伺いいたします。

○益子慎哉議長 総務部長。

○植木宏総務部長 現在、当市のマニュアルにおきましては、発災直後における行政の初動時や避難生活が長期にわたる場合、地元自主防災会に協力をいただくような表現としているところがございます。

今後につきましては、先ほどお答えいたしましたように、地元自主防災会と施設管理者と市による三者合同の避難所の開設、運営訓練を各地区で継続をして実施をいたしまして、地元自主防災会による避難所運営能力の向上に努めながら、住民意識の向上を図り、さらにご理解をいただけるように進めてまいりたいと思います。また、マニュアルの内容につきましても必要などころがあれば見直しをさせていただきたいと考えているところがございます。

○益子慎哉議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。住民が見てわかりやすいマニュアルをぜひとも作成していただきたいなど。やはり図とか表記の仕方によって大きく見方が変わってきてしまいますので。私も本市の避難マニュアルを見て、ちょっとわかりづらいなど、一から十までよく見ないと理解しにくいなどという部分が多々あったものですから、ぜひとも再度見直ししていただいて、よりよいマニュアル作成に努力していただきたいと思います。

続きまして、4番目の避難所支援班はどのように組織され、災害時にどのような動きとなるのかについてのご質問をいたします。

被災者のニーズの把握やほかの地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をトータルで行う避難所支援班は、本市においては避難時の組織体制上、総務班と市民協働班が別々に担っております。ニーズの情報と応援体制の情報がばらばらになり、ミスマッチになりかねません。そういう意味で、避難所の支援班の体制の検討をしていかれるということですが、我々議員ももらいましたコンパクトな赤い本の職員初動マニュアル等の内容変更も視野に入れて考えているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○益子慎哉議長 総務部長。

○植木宏総務部長 ハンドブックでございますけれども、内閣府の指針等を踏まえまして、今後検討をして、必要があればこの中の現在の組織体制等についても見直しを考えてまいります。その際には、当然、ハンドブックの内容についても改定をしてまいりたいと考えているところがございます。

○益子慎哉議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。ぜひとも検討をよろしく願いたいと思います。

続きまして、建築行為等による狭隘道路の整備についてでございます。答弁がありましたように、後退用地の対応というのは各自治体によってばらばらでございます。本市では現在、実質上個々に対応されているという答弁でございました。しかしながら、今後建築が増えていくに従って、対応がばらばらであれば市民への平等という意味からも、その対応が不十分であったり、全

くなされなかったり、そういったことが起こりかねません。そういった意味で、ある一定のラインをぜひとも早急に決めていただきたいという思いでございます。確かに非常に難しい問題でございますので時間もかかるかと思いますが、今後、期待してまいりたいと思います。

そこで1点なんですけれども、建築申請時に市の職員が現地に出向いて、後退用地の今後の対応を市民へ周知を図っていく体制というのはとることが可能なかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

**○益子慎哉議長** 建設部長。

**○生田目好美建設部長** ただいまのご質問ですけれども、現在、建築確認申請の際には、審査機関として市が行っているという状況ではなくて、民間の審査機関等の機関が行っているところもありますので、建築申請の際にはなかなかそういった周知は困難かと思うんですけれども、それに先立ちまして土地の境界確認、前面に道路がございますので、そういった際には用地管理課の職員が立ち会うことが多くありますので、そういったときに後退道路の趣旨について説明するなどして周知をしていきたいと考えております。

**○益子慎哉議長** 深谷議員。

**○6番（深谷渉議員）** ありがとうございます。本市では後退用地の部分を申請すれば減免が受けられるということもお聞きしております。それを知っている人と知らない人では全然違ってきてしまって、まさに不平等な対応になってきてしまいますので、ぜひともそういった漏れがないような対応をつくっていただきたいなと要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。